

告示

埼玉県選管告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、羽生市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	施設の名称	所在地	管理者	収容人員
羽生市民プラザ	埼玉県羽生市中央三丁目七番五号	羽生市長	百人	